

開催日：平成 19 年 6 月 26 日

会議名：平成 19 年（2007 年）第 303 回定例会（第 4 号 6 月 26 日）

一般質問

- 1 西条地区工業用水問題について
- 2 「治水対策協働モデル事業」による河床掘削の実施状況等について
- 3 自主防災組織の育成への取組みと「えひめ防災の日」の制定について
- 4 住民に近い警察署での運転免許証の即日交付について
- 5 新設道路における信号機の設置に係る判断基準について

○（西原進平副議長）

○（明比昭治議員）（拍手）自由民主党の明比昭治です。

さきの統一地方選挙で、西条市選挙区より地域住民の温かい御支援を得て 3 期目の当選をさせていただきました。合併による選挙区改変後の初めての選挙で、合併により、まだぎくしゃくしている面も残る戸惑いの多い中での選挙でございました。

住民の地域意識の一体感と地域融和の醸成のためにも、住民の目線をとらえ、住民の思いを反映する議員活動に努め、信頼と理解を深め、ともに支え合う社会づくりの精神を基本に、課題の多いこの難局に立ち向かうべく、気持ちも新たにしているところであります。去る 1 月に改選された知事にとっても、この精神を訴えられ当選をされましたが、思いは同じと信じ、希望ある輝く愛媛づくりにともに頑張りたいと思います。

痛みに歯を食いしばっても耐えながら行財政改革に国も地方も取り組み、早くこの国を健全にしなければなりません、まだまだ利権に巣くううみが出し切れていないのか、国民から信頼されるに足りるべく政治や行政が機能していないことは、残念ではありません。来る参議院議員の選挙を通じて、与党も野党もしっかりとこの国のしんを通す政策を憲法議論を含めて示し、国民も無責任な評論で他人事のように終始せず、主体的に支持をして参加する真の民主主義、民主的国家づくりに動いてほしいものであります。

さて、質問に入りますが、私は、さきの選挙で西条地区工業用水の松山分水には反対を公約して、当選をさせていただきました。昨年 2 月議会でも、西条市民の水に対する思いを述べ、質問をさせていただきましたが、その後も市民が納得できる状況ではなく、ほとんどの市民から、分水には反対をして、西条で生活するための源であり命である水を守ってほしいとの切実な民意を酌み取り、私の政策公約といたしました。さきにも述べたとおり、住民の目線で住民の思いを生かし、信頼を基盤に地域の安定と発展に尽くすことが、私に負託される役割と信じるからであります。

現在、西条市長には、西条市内の土地改良区を初め連合自治会、さらに住民団体などから松山分水に反対の決議が次々と提出をされています。西条市選出の他の議員も、濃淡の差があるかもしれませんが、松山分水には反対を選挙で示されていました。

水は、人間が生きるもとであり、地域の資源として最も大切にしなければならないものであるがゆえに、古来よりたびたび争いのもととなり、対立のもととなってきました。しかし、現代に生きる我々は、いたずらに感情的にこの問題を取り上げ、対立をあおることもなく、科学的で冷静な判断をしなければならないと思っています。

私は、西条地区工業用水道事業の赤字問題、西条市における水資源の現状、そして松山市の水不足の問題とその検討状況について、それぞれの対処の仕方について比較検討してみたとき、現状では、**西条では水が余っているのに、あたかも西条市民は分水に反対して、松山市や県を困らせているかのような雰囲気醸成されつつあるように思われ、残念でなりません。**

さきの我が党の代表質問でも指摘されましたが、県の西条工水事業の赤字問題の解消と全く別問題であるにもかかわらず、松山の水不足の解消問題が思惑を一にして取り組みが交錯しているから混乱を招くのだとも思います。表現が適切でないかもしれませんが、私は、一連の取り組みが木を見て森を見ずの展開にならないことを切望いたします。

今年は、地球規模での問題として、ラニーニャ現象により異常渇水と高温が予想されています。各地で渇水が問題となり、既に給水制限など対策に取り組まれています。今後、さらに渇水による市民生活や生産活動、農作物への影響などが非常に危惧をされます。

西条では、3月以降の少雨のため、一部地域では田植えのおくれたところもあり、また、地下水も水位が下がり自噴が相次いでとまっていることは、新聞などでも報道されており皆さんも御承知のことと思いますが、海岸部では押し寄せる塩水化も心配で、既に一部被害も出ています。先日は、せっかく内水面漁協が放流し生育を楽しみにしていたアユが、川の水が枯れ大量に死んでいました。このような状態を直接目にし耳にしております西条市民が、今でさえ水不足が懸念されているし、近年の傾向を見ても、将来もっと悪化するだろうと不安に思い、余った水などないと分水に反対する理由や心情を理解いただけるのではないかと思うのであります。

黒瀬ダムの建設によっても、下流域の水利用に犠牲を及ぼさないとの約束のとおり、地下水を保全し、改正された河川法の趣旨にもあるように、環境や生態系の保全にも配慮し、河川維持用水として流量を確保する河川管理をダムの管理運用規定の見直しも含めて行い、加茂川の水資源を生かし、常に河口まで水が流れる川にしてほしいとの思いが市民の声であります。前回も申し上げましたが、私の子供のころは、加茂川の水が枯れることは年に何度かあるかないかでした。最近では、年に100日以上枯れている状況であります。

西条工水をめぐるさまざまな問題を解決するためには、加茂川の水資源の活用に取り組んだ原点から、歴史と経過、現状、さらには将来予測を含めた正確に判断できる客観的事実が必要で、そうしたデータをみんなで共有し検討することによって、初めて感情論に終始しない真に建設的な議論が可能になると思うのであります。

そこで、お伺いいたします。

加茂川の水資源に関して、県民が正確に判断できる情報を管理者である県がしっかりと示してほしいがどうか。また、改正された河川法の趣旨を生かしたダムの運用管

理を含む河川管理を見直してほしいが、いかがでしょうか。

次に、工業用水の転用について伺います。

改めて確認をいたしたいのですが、旧町村の時代から先人が取り組んだ加茂川の水資源の活用は、地域産業の振興を図り、県民生活の安定と発展のためにとの目的で、昭和 48 年の黒瀬ダムの建設まで、紆余曲折はあったものの、あらゆる犠牲と障害を乗り越えて西条市が同意して、県の下流域の水利用に犠牲を及ぼさないで地域の経済発展の資源に利用するとの約束のもと、**工業用水としての利用を主な目的とし、発電、洪水調節、河川維持用水の確保を目的としたダム建設を含む計画により確保された水資源であります。**

松山市の求める上水道事業のための水利用は、水不足の不安を解消したい松山の思いは理解するものの、目的が異なるものであり、転用を前提としなければなりません。これを認めることとなると、そもそも加茂川の水資源開発の起源を覆すことになり、行政の秩序さえ否定しなければならないことになると思いますし、英断された先人の思いを踏みにじることなく、社会秩序の正常な維持のためにも、私は分水に反対をするわけであります。

県下の他のダムなどにおいても転用の事例はほとんどないため、なぜ西条だけがと疑問が不信を呼んでおります。転用で水資源を見直すのであれば、県下全体で保有する水資源を抜本的で効率的に見直すこともあるのではないかとの声もあります。合併した西条市内でさえ、水資源の確保のバランスが保たれていない現実もあります。

そこで、伺います。

工業用水の目的外の転用はできないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、西条地区工業用水道事業の見直しについて伺います。

先日の我が党の代表質問でも、経営改善について早期に抜本的に方策を立て、県民に示すべきであると求められました。

県の管理運営する西条地区工業用水道事業は、計画どおりに売水できていなく、多額の債務残高があり、資金繰りのため一般会計からの資金投入を今後も続けることは、一般行政にも影響することであり早期に改善すべき問題であると私もとらえております。通水により事業が開始されてからでも既に 20 年も余って経過をし、これまでも再三にわたり事業の健全経営の方針が問われてきましたが、根本的な改善がなされずに過ごしてきたことも問題であり、時代の経過とともに今後の見通しを立てても、計画時の進捗は到底無理なのですから、県は経営者として思い切った事業の見直しを図らなければならないと思います。

見直しの第 1 点目は、計画給水量日量 22 万 9,000 t の給水能力を再考すべきという点です。

この給水能力を基本に今後も考えることは、現実的でなく無意味であるため、西条地区工業用水の事業給水能力を思い切って見直し、基本から設定し直して、今後の経営指標を立て直し、これまでの累積赤字は別途処理して精算を政治的に考えることがなされなければ、いつまでたっても現状から抜け出ることはないのではないのでしょうか。この計画を県自身が立て、給水受益地域である西条市と新居浜市も一緒になって、お互いに誠意を持って検討されるべきであります。

第2点目は、給水範囲の設定の見直しです。

これまで新居浜市、西条市、壬生川の一部との表現で給水区域が設定されていますが、西条市は合併し、壬生川も小松も丹原も行政区域となっていますので、当然合併後の西条市の範囲を給水区域として工業用水の需要者の掘り起こしをすべきで、事業者として県が主体的に売水の営業努力を既存企業にも拡大し、さらに企業の立地や誘致にも積極的に取り組む必要があると思います。工業用水を、本来の目的である地域産業の振興と県民生活の安定と発展のために、貴重な地域資源として生かす道を求める努力を惜しまずすべきだと思います。

昨年度、公営企業管理者が、経営に関し、経営改善の見通しが立たなければ料金改定の検討も行わざるを得ないとの答弁をされましたが、民間企業であれば、値上げは会社の命運をかけた一大決心であり、その前にさまざまな手を尽くした上での覚悟の決断を要するほどのものなのであります。事業目的である地域経済の振興を図り、雇用の拡大につなげ、地域力を高め、税の増収で地域全体の発展を図るという公共事業の性格や目的を大義とした総合評価に役立つ経営努力に全力を挙げて取り組んでほしいものであります。

これらの問題点を検討し、必要な改善策を早急に立て直し、県民に示していただきたいのであります。

そこで、お伺いいたします。

西条地区工業用水道事業の現状にかんがみ、計画給水量を見直す考えはありませんか。また、給水範囲を見直し、新たな需要者を掘り起こす考えはありませんか、お伺いをいたします。

次に、**民間活力を導入し、河床掘削を行う治水対策協働モデル事業の実施状況について**お伺いいたします。

私は、かねてより、県下の河川の堆積土砂や雑草の繁茂の状況から、災害に結びつく危険性を訴えてきましたが、平成16年、17年の一連の台風や梅雨前線豪雨によって、県下全域で大きな災害が発生したことは記憶に新しいところであります。

この豪雨より河川に大量の土砂が堆積したため、県では、災害復旧事業や県単独事業で土砂の撤去を実施されました。しかし、大きな河川では、堆積土砂が河川管理に定められる断面を越えていないなどから、災害復旧では対応できないため大量に堆積したままであり、心配をいたしていたところでありますが、四国中央市の関川、新居浜市の国領川、西条市の加茂川、中山川、大明神川の5河川について、土砂の採取希望者を公募し、民間企業と県が連携することにより、土砂の撤去と有効活用を図る一石二鳥の治水対策協働モデル事業を導入し、各河川ともに河床の堆積土砂の撤去が図られており、大変力強く思っております。

昨年は、幸い大きな災害がなく流入が少なかったのですが、近年の異常気象による集中豪雨は増加傾向にあり、また、いつ大量の土砂が流出するかもしれません。財政状況も厳しい中、県の費用で雑草の撤去や土質の悪い部分の撤去を行い、良質な土砂は資源として活用するこの事業は、災害予防においても非常に有効であり、また、適正な河川環境を維持し、潤いのある河川の維持や生態系の保存をする上からも河川法の趣旨にも適合するものであり、さらに私は河川の維持用水の確保は、海の生態系の

保全にも役立つものと確信するものであります。

私の地元では、一挙にとはいかないけれども、今も土砂の撤去が行われており、市民から一応の安心感と評価の声を多く聞いております。今後とも、東予地域のみならず、県下全域で実施するようお願いするものです。

そこで、お伺いいたします。

治水対策協働モデル事業による河床掘削の実施状況はどのようになっているのか。また、今後、どのように進めていくのかをお聞かせ願いたいのであります。

次に、自主防災組織の育成についてお伺いいたします。

本年3月には、震度6強を記録する能登半島地震が発生し、死者1名、重軽傷者359名という大規模な被害をもたらしました。次いで4月には、震度5強の三重県中部地震、さらに本県でも東予を震源として震度4の地震が発生するなど、この数カ月間で立て続けに大きな地震が発生しており、近い将来、50%の確率で発生すると危惧されている南海地震への備えを急がねばとの思いを新たにしているところです。

このような中、県では、4月の機構改革で新たに防災局を設置するとともに、職員の休日、夜間の24時間宿日直体制をスタートするなど、県の防災体制の強化に取り組まれている姿勢を高く評価するものです。

一方、何より大切なのは、**災害発生時に公助と連携しながら、住民みずからが防災に備える自助の姿勢、さらに地域住民がお互いに助け合う共助の取り組みであり、公助の強化と自主防災組織の活動の充実とが連動することが何より大切と思う**のであります。知事みずからも先頭に立って組織結成、促進を呼びかけられるなど、県や市町の努力もあり、組織率が年々増加しているとは伺っております。

しかしながら、個人情報等の壁があつて、障害者など避難行動に支援が必要な方の情報把握が困難であること、さらに、高齢化が著しい地域や隣近所のつき合いが衰退している地域などでは、結成はしても、リーダーが不在で、活動が十分でない組織も多く見受けられ、実際の災害時に機能的に救出や避難活動が本当にできるかどうか危惧するところです。

そこで、お伺いいたします。

自主防災組織の質の向上も求められると思うのですが、今後、組織の育成にどのように取り組まれるのかお聞かせください。

また、さきの12月議会では、我が自民党から議員提案で愛媛県防災対策基本条例が制定され、行政、県民、事業者が一丸となつて、災害に強い地域づくりを実現することが高らかに宣言されたところであります。この条例において、「えひめ防災の日」を知事が定めることを盛り込んでおりますが、その制定はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

次に伺いますのは、運転免許証の即日交付を住民に近いところの警察署で実施できないかということでもあります。

現在、本県の人口は約145万人で、うち運転免許保有者は93万人を超え、いわば県民皆免許時代であると言えます。また、全国的に高齢化社会が進む中であつて、本県においてもその傾向は顕著であり、県下の65歳以上の高齢者は約36万人であり、うち免許保有者は15万人を超えると聞きます。

現在、運転免許の更新が即日交付できるのは、松山の運転免許センター、新居浜、今治、八幡浜、宇和島の各警察署5カ所ですが、その他の場所では、更新手続をするために警察署に2回訪問する必要があります。IT情報化時代にあつて、経済効率からも県民サービスの改善が求められます。このため、運転免許証を近くの警察署でその日のうちに交付してもらえないのかと地域住民の要望をよく耳にします。

また、受益者は、多少手続の手数料が上がっても、トータルコストや利便性を考えると、住民に近いところの警察署で扱っていただけることが望ましいとの意見がつけ加えられています。

私の地元の西条警察署では、講習室も確保されていると聞いております。

そこで、今後の社会情勢も踏まえ、さらなる県民の利便性の向上を図る上からも、運転免許証の即日交付を住民に近いところの警察署で実施できるよう進めてほしいがどうか、実施する場合の問題点は何か、お尋ねをいたします。

最後に、道路の新設に伴う信号機の設置についてお伺いいたします。

本格的なモータリゼーション社会となった現在、私たちの生活には自動車はなくてはならないものとなっております。そのため、快適で安全な交通社会の実現のためには、道路の整備がいち早く望まれるところです。

ところが県外の方からは、愛媛県の道路は走りにくいということをよく言われます。私も、愛媛県内における県道や市町道などの整備はおくれていると感じており、一日も早くふだんの生活に密着した道路が整備されることを願っております。

また、道路整備は、地域の振興、発展にも大きく寄与し、市民生活には欠かせません。しかし、新たな道路を整備した場合、道路形状、交通量等の交通環境が大きく変化し、歩行者やドライバーがふなれなことも相まって、交通事故に発展するおそれがあります。

そこで、私は、新設道路の交差点においては、交通事故を防止する施策として信号機の設置が必要であると考えます。私たちの生活に身近な道路は、自動車以外にも子供やお年寄り、障害者等さまざまな方が利用します。ぜひとも歩行者と車が共存する安全安心な道路環境をつくるために、警察と道路管理者が緊密に連携して、厳しい財政問題を超え、県民の安全確保を優先して推進していただきたいと思ひます。

そこで、お伺いいたします。

新設道路が整備された場合、信号機の設置はどのような判断基準で行っているのかお尋ねをいたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○(加戸守行知事) 明比議員の質問に答弁いたします。

冒頭、西条工水問題につきまして、思いを込めてのお尋ねがございましたが、本日のところ、客観的な事実に基づいて公営企業管理者並びに土木部長から答弁することをお許しいただきたいと思ひます。

防災関係につきまして、今後、自主防災組織の育成にどのように取り組むのか、また、「えひめ防災の日」の制定はどうなっているのかとお尋ねがございました。

自主防災組織につきましては、大規模災害時における共助のかなめとなるものとして、これまで組織の結成促進に取り組んでまいりました。この結果、大変おくれておりました本県の組織率は、本年6月1日現在で69.2%となり、全国平均の66.9%を若干上回ることとなりました。

しかしながら、明比議員お話がございましたように、組織のリーダーとなるべき人材や運営ノウハウの不足などによりまして、独自の防災訓練を行っていないなど活動実績の乏しい組織が見受けられ、災害時に即応できないのではないかという懸念が生じてもおります。

このため、本県の施策の方向性を、結成の促進から結成された組織の育成に移行いたしますとともに、6月補正予算におきまして、自主防災組織のリーダー育成研修会の開催、他の模範となるべきモデル自主防災組織の育成、さらに自主防災組織活動成果発表会の開催などの経費を計上し、組織活動のスキルアップを図ることといたしております。

また、「えひめ防災の日」につきましては、県民からの公募意見を踏まえ、昭和21年に県内で死者26名を出し、道後温泉の湧出がとまったと言われます昭和南海地震が発生した12月21日とすることとして、その日を挟む1週間を「えひめ防災週間」とし、官民一体となって啓発事業等に取り組むこととしたいと考えております。

その他の問題につきましては、関係理事者の方から答弁させることといたします。

○（和氣政次公営企業管理者） 明比議員にお答えをいたします。

西条地区工業用水問題の中で、私の方からは、西条地区工業用水道事業の現状にかんがみ、計画給水量を見直す考えはないか。また、給水範囲を見直し、新たな需要者を掘り起こす考えはないのかとの御質問について答弁をさせていただきます。

工業用水道事業は、その事業の性質上、施設整備に多大な先行投資を要する事業でありますので、企業債、いわゆる借金でございますが、この企業債や国庫補助金を財源として事業を行っているところでございます。

このため、明比議員お話のように、供給能力に比べて将来の工業用水の需要見込み量が著しく少ない場合に、計画給水量を見直し、減量に伴う過剰資産を精算することにつきましては、仮に西条工水の計画給水量22万9,000tを2分の1に減量とした場合には、平成18年度末の企業債の未償還残高108億円ございますが、これの2分の1、約54億円について繰上償還が必要になりますことや、国庫補助金56億円を導入してこの事業を行っておりますが、この国庫補助金の一部返還の問題が生じることから、厳しい財政状況の中で、新たにこの財源をどのように確保するかが大きな課題となります。

このほか、一般会計からの借入金156億円に上っておりますが、これをどのように処理するかという課題が依然残りますことから、計画給水量の見直しは、これらの課題解決が前提となる難しい問題であると、このように考えております。

また、新たな工業用水需要者の掘り起こしは、極めて重要な課題でありますので、今後とも積極的に取り組む所存であります。給水範囲の拡大につきましては、配水管の延長など施設整備に多額の資金が必要となりますので、この整備資金をどのよう

にして確保するのか、また、施設整備を行った場合、これに見合う給水料金収入が確実に見込めるのか等について慎重な検討を行う必要があると考えております。

議員お話のとおり、西条地区工業用水道事業は、西条・新居浜地区への企業へ工業用水を安定供給し、企業が成長発展することにより、地域経済の振興を図り、雇用の拡大につなげるという役割を担っております。

しかしながら、**昨年来、県と新居浜市、西条市で構成する西条地区工業用水利用促進協議会におきまして、工業用水の将来需要見込み量や地域内での他用途での活用の可能性など、さまざまな有効活用方策について協議をしておりますものの、西条市から具体的な回答が得られていないことなどから、なかなか抜本的な経営改善策が見出せない状況でございますが、西条地区工業用水道事業の存続を図るためには、引き続き協議会の場で十分論議を重ねるとともに、さまざまな角度からあらゆる経営改善努力を行っていくことが大切であると考えております。**

なお、お話の料金改定につきましては、他に方策がなく、経営改善の見通しが立たない場合においては、選択肢の一つとして料金改定も検討せざるを得ないとの見解を示したものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○（清水裕土木部長） 明比議員にお答えいたします。

西条地区工業用水問題について、3点お尋ねがございました。

まず、加茂川の水資源について、県民が正確に判断できる情報を県がしっかりと示してほしいがどうかのお尋ねでした。

明比議員お話にもありましたように、加茂川の水資源に関する問題は、西条市民に科学的データに基づき的確に理解していただく必要があると考えておりました、県では、加茂川の現状や黒瀬ダムの操作につきまして、西条工水の利用企業等へ説明してきたところであります。

その内容は、長瀬地点流量が少なくなると、地下水への影響が懸念される場合には、ダムへは流入水をためずにそのまま下流へ放流するとともに、工業用水の取水に必要な量はダムにためた水から供給していること、今後、工業用水の増量や仮に松山分水等により新たに取水量がふえても、その増量分はダムへためた水から供給すること、このようなダムの運用により、長瀬地点流量は、昭和59年に工業用水取水が開始された後や、今後、取水量が増量したと想定しても、ダム完成以前と同様の流量が確保され、地下水への影響は変わらないと考えていること及び下流の既得用水の確保状況等についてであります。

県では、これらの点につきまして、西条市民や西条市議会等に御理解をいただくため、積極的に説明していきたいと考えており、そのような機会が得られるよう、地元選出の県議会議員各位のお力添えもいただきたいと考えております。

次に、ダムの運用管理を含む河川管理を見直してほしいがどうかのお尋ねでした。

加茂川につきましては、昭和48年に黒瀬ダムが建設された際、工業用水に係る河川法の許可に当たって、地下水への影響がないことや既得農業用水を確保することが条件とされております。このため、黒瀬ダムはその運用により、夏場の渇水時は長瀬

地点で毎秒 2.0 t を確保するとともに、さらに地下水への影響が懸念される場合には、ダムへの流入水をためず下流へ放流しており、このことによりまして、地下水はダム建設前と同様に保たれていると考えております。

また、明比議員お話の河川維持用水を確保するためには、河川の環境や生態系の保全に必要な流量を流すための環境容量をダムへ確保する必要があります。このためには、維持流量確保の緊急性の確認や費用負担、さらに現在貯留権を持っている者の理解など、多くの困難な課題がございます。

このため、ダムの運用を直ちに直視することは困難ではありますが、今後、河川環境や地下水への影響が明らかになった場合には、地域の声を聞きながら課題の解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

3 点目は、工業用水の目的外の転用はできないと思うが、どうかのお尋ねでした。

工業用水は、産業構造の変化や回収率の向上などによって、ダムからの補給量が減少傾向にございます。そのことから、全国の一級水系では、昭和 40 年度から平成 17 年度までの間に日量約 175 万 t が他の用途に利用されており、農業用水の転用なども含めると、全国で 184 件、日量約 570 万 t がその当初の目的外に転用されております。

また、県内でも、今治市の歌仙ダムでかんがい用水から工業用水、雑用水への転用が行われるなど、河川法の目的であります河川の適正な利用に沿った水資源の有効活用が図られ、転用の公益性が認められるとともに、ダムの貯留権を所有する者と河川利用者の理解により、転用は可能であると考えております。

黒瀬ダムは、西条市や流域外の新居浜市の工業地帯に日量 22 万 9,000 t の工業用水を供給するため昭和 48 年に完成いたしました。工業用水の契約給水率が当初計画量の約 24%にとどまっており、県といたしましては、工業用水の新たな需要の増加や他用途への転用などにより、未利用の貴重な水資源を有効に活用する必要があると考えております。

最後に、治水対策協働モデル事業による河床掘削の実施状況はどのようになっているのか。また、今後、どのように進めていく考えかのお尋ねでした。

明比議員お話のとおり、治水対策協働モデル事業は、平成 16 年の出水を契機に、大量の土砂が河川に堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効利用が見込まれる箇所について採取希望者を公募し、民間活力を導入した効率的な河床掘削を行う事業で、平成 17 年度から実施しております。

平成 17 年度、平成 18 年度におきましては、関川、国領川、加茂川、中山川、大明神川で合わせて 13 万 m³ 撤去したところであり、早期の治水効果と約 3 億円の土砂撤去費用の削減が図られております。

平成 19 年度は、加茂川で既に約 2 万 m³ の採取者が決定しており、さらに約 4 万 m³ の追加公募と、中山川においても約 4 万 m³ の公募について、現在、準備を進めているところであります。

この事業は、流域住民の安全、安心の確保に資すると同時に、土砂の有効利用やコスト縮減が図れ、大変効果的な事業と考えており、来年度以降も現在実施中の河川に加え、県下の他の河川においても実施を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○（種谷良二警察本部長） 明比議員にお答えいたします。

初めに、運転免許証の即日交付を住民に近い警察署で実施できるように進めてほしいかどうか。実施する場合の問題点は何かとのお尋ねでございます。

運転免許証の更新は、平成6年5月から、公安委員会による更新時講習の受講が義務づけられておまして、優良、一般、違反、初回講習等、それぞれの種別に応じた講習を受講していただいた後に運転免許証を交付しているところでございます。

松山市勝岡町にあります愛媛県運転免許センターでは、すべての講習を実施し、運転免許証の即日交付を行っているところであり、また、新居浜、今治、八幡浜、宇和島の各警察署では、優良講習を行い、優良運転者の方には即日交付をしているところでございます。

平成18年中における県内の免許更新者数は約21万5,000人でありまして、そのうち運転免許センター及び指定4署の即日交付エリアでの更新者数は全体の約8割を占め、その他の警察署における更新者数は全体の約2割となっているところでございます。

新たに警察署で即日交付を行うためには、運転免許証作成機や専用端末等の整備のほか、講師や講習会場、来訪される方が利用される駐車場の確保等の諸問題がございます。今後、限られた体制、予算の中で、即日交付できる警察署をふやしていくべきか否かについて、費用対効果の観点を踏まえつつ、広く県民の皆様の声を聞きながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、新設道路が整備された場合、信号機の設置はどのような判断基準で行っているのかとのお尋ねでございます。

信号機の設置につきましては、一般論で申し上げますと、地域住民の皆様の要望等により各警察署から上申された場所のうち、交通事故が現に発生し、または発生するおそれがある場所、小中学校、病院、老人ホーム等の付近において、交通の安全を特に確保する必要がある場所、主道路の交通量が多く、従道路の車両が容易に直進、右左折できなかつたり、歩行者が横断できない場所等に該当するかどうかを基準にして現地調査等を行い、優先順位を決定しているところでございます。

新しく道路ができれば、当然交通安全施設が必要となることから、新設道路につきましては、道路管理者との協議を積み重ねる中で予想される交通量を把握し、必要性について個別に判断した上で、優先的に信号機を設置することとしております。ただ厳しい財政事情の中で信号機設置の予算は限られており、その一方で、県民の皆様からの設置要望は多数に及んでおりますことから、全体としての優先順位を十分検討した上で、適切な設置に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。